

研究不正事案に対する措置について

1. 概要

令和 5 年 11 月、国立医薬品食品衛生研究所審理委員会（以下「審理委員会」という。）は、同研究所の食品衛生管理部長（当時。以下「当該部長」という。）が食品安全委員会の研究委託費を受けて行った研究^{※1}の成果を用いて執筆した論文^{※2}に対し、研究不正（捏造及び改ざん）を認定した^{※3}。

なお、審理委員会は、当該論文の元データと考えられる食品安全委員会の研究委託費を受けて行った研究については、不適切な行為は行われていないと判断した。

※1 課題名：国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究（課題番号：1806）
期間：平成 30 年度～令和元年度

※2 Development and Evaluation of Fluorescence Immunochromatography for Rapid and Sensitive Detection of Thermophilic *Campylobacter*.
Food Safety(Tokyo).2021;9(3):81-87. Doi:10.14252/foodsafetyfscj.D-21-00006.

※3 鶏のとたい洗い出し液のカンピロバクター属菌の検出データを首皮のデータとして掲載し、とたいの洗い出し液データを首皮のデータに換算した旨を記載しなかったことを捏造及び改ざんと認定。

2. 措置

本事案については、「研究活動における不正行為への対応指針」（平成 29 年 7 月 3 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）等に基づき、令和 6 年 2 月 14 日付けで、当該部長及び所属機関である国立医薬品食品衛生研究所に対し、下記の措置を講じる旨を通知した。

(1) 措置の対象者

国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長（当時）

(2) 措置の内容

研究委託費の申請制限 6 年間

※ 当該論文は、今後、撤回される予定。